

# 宮崎県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

第2期  $\left[ \begin{array}{l} \text{平成29年 4月 1日から} \\ \text{令和 4年 3月31日まで} \end{array} \right]$

(令和 2年10月15日変更)

平成29年4月  
宮 崎 県

## 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の目的及び背景</b>	1
<b>2</b>	<b>管理すべき鳥獣の種類</b>	1
<b>3</b>	<b>計画の期間</b>	1
<b>4</b>	<b>第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域</b>	1
<b>5</b>	<b>第二種特定鳥獣の管理の目標</b>	
(1)	現状	1
①	生息環境	1
②	生息動向及び捕獲状況	2
③	被害及び被害防除状況	3
④	その他	4
(2)	管理の目標	6
①	管理地域区分	6
②	管理目標	6
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	6
<b>6</b>	<b>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</b>	
(1)	捕獲による数の調整	7
(2)	捕獲数管理	8
(3)	狩猟者の確保・育成	8
<b>7</b>	<b>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</b>	
(1)	事業の目的	8
(2)	実施期間	8
(3)	実施区域	8
(4)	事業の目標	8
(5)	事業の実施方法及び実施経過の把握並びに評価	9
(6)	事業の実施者	9
<b>8</b>	<b>第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</b>	9
<b>9</b>	<b>その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項</b>	
(1)	被害防止対策	9
(2)	モニタリング等の調査研究	9
(3)	計画の実施体制	9
<b>添付資料</b>		
	資料1 イノシシ捕獲報告票	13

## 1 計画策定の目的及び背景

本県において、イノシシは県下全域に生息しており、その農林作物への被害発生状況もニホンジカやニホンザルによる被害が地域により顕著な差が見られるのと異なり、県下全域にわたっている。

このため、平成20年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、市町村と連携しながら管理のための施策を展開しており、農林作物等への被害額は平成24年度以降減少に転じているものの、依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き「新たな視点」に立った鳥獣被害対策の推進体制を構築するとともに、地域住民や市町村、関係機関、団体等と連携し被害現場において総合的な鳥獣被害対策が推進されるよう県全体で取り組むこととし、イノシシの生息状況や農林作物への被害の発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物への被害の軽減とイノシシ個体群の長期にわたる安定的維持を図ることを目的として、本計画を策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

## 3 計画の期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

## 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

### (1) 現状

#### ① 生息環境

##### ア 地形

本県は九州の東南端に位置し、北は大分県に、西は九州山地に接して熊本県に、西南は鹿児島県に隣接し、東方一帯は太平洋に面している。

また、山岳地帯が多く、平地は宮崎平野と都城・小林盆地を有する程度で、北西に祖母・傾の高峰を連ね西は国見岳、市房山をはじめ南北に走る九州山地と、韓国岳、高千穂峰の霧島火山群がそびえ、これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川など流路70km以上にわたる河川が太平洋にそそいでいる。

##### イ 気候

年平均気温は摂氏17度内外で冬期の厳寒期が短く、全国で最も温暖な地方として知られている。年間降水量も2,300mmから2,600mmに達し、多雨地方の一つに数えられている。

## ウ 植生

本県の森林は日本の水平的森林植生帯の中で、本土最南部域の森林帯に位置づけられている。現存植生をみると、植林地の面積が大きく、原植生はわずかに内陸山地の一部、特別に保護された地域、神社の社叢、湿原や岩隙地などの特殊な環境の地域にみられるだけで、代償植生によって広い面積が占められている。

自然植生の垂直分布では、海拔約1,000mを境にして下部が暖温帯性常緑広葉樹林帯、上部が冷温帯性落葉広葉樹林帯となっている。また、石灰岩地、沿海岸には、それぞれ特色のある植生が形成されている。

植生の分布をみると、スギとヒノキが多く全県下にみられるが、特に、県中・県南でスギとヒノキの植林率が高くなっている。

## ② 生息動向及び捕獲状況

### ア 生息分布

環境省が実施した第6回自然環境保全基礎調査の結果によると、本県の2003年におけるイノシシの生息区画率は1978年と比較し、6.5%ポイント増の92.9%となり、ほぼ県下全域でイノシシが確認されている（表－1）。

表－1 イノシシ生息区画率の増減

区分	総区画数	生息区画数		生息区画率(%)		
		2003年	1978年	2003年	1978年	増減
宮崎県	354	329	306	92.9	86.4	6.5
全国	17,376	6,693	5,188	38.5	29.9	8.7

※1区画は、5kmメッシュ

### イ 生息数

イノシシの個体数（密度）の調査方法は、広範囲を対象とした適用可能な調査手法が確立されていない。なお、平成26年度に環境省が実施した地方別の個体数推定調査があるが、本県の実態を反映した推定調査を行うためには、統計手法で用いられる密度指標となるデータの蓄積等が不可欠であり、本県では同手法を活用できる段階にはないと思われる。しかし、分布域の拡大、被害額の推移等から県内のイノシシの生息数は、近年において増加傾向にあるものと考えられる。

### ウ 捕獲状況

狩猟及び農林業被害防止のための有害捕獲による県内でのイノシシの捕獲数は、平成10年度までは6,000頭前後だったが、平成11年度には約1万頭まで増加し、その後、増減を繰り返しながら増加傾向を示し、平成27年度には24,000頭を超えたが、それ以降は、20,000頭前後で推移している。

なお、平成25年度からは、国の交付金を活用して、有害捕獲に対し1頭あたり7千円を助成し捕獲の強化を図ったこともあり、有害捕獲だけで、平成29年度からは、13,000頭を超える捕獲実績となっている。（図－1）。

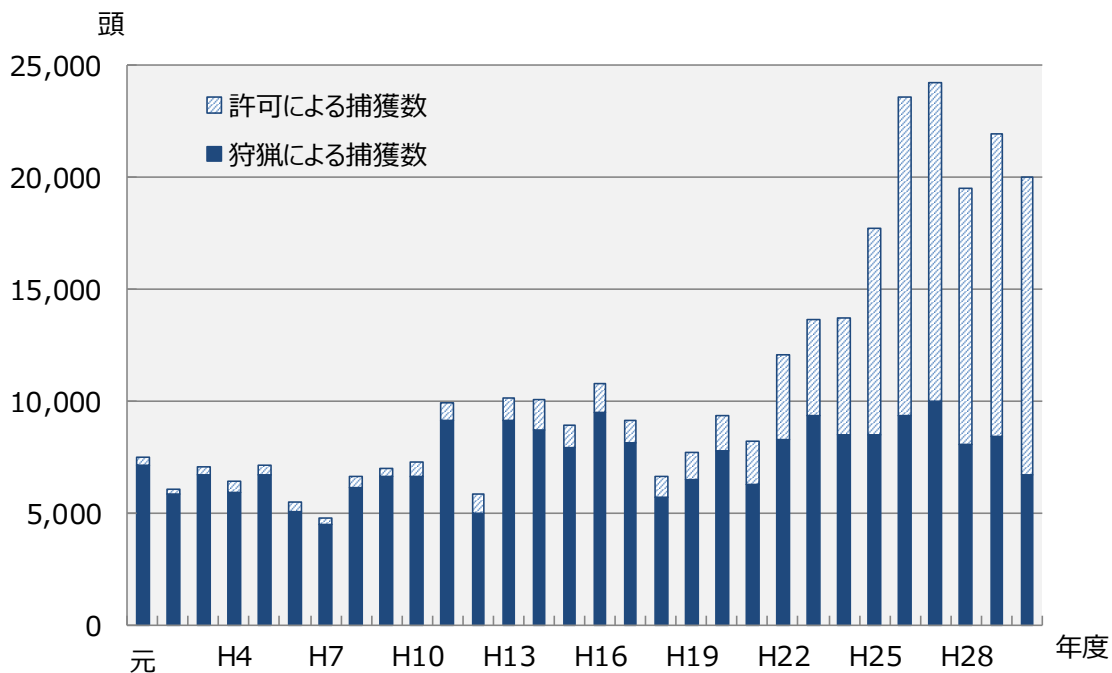


図-1 捕獲数の推移

③ 被害及び被害防除状況

ア 被害状況

イノシシによる農林作物への被害額は、平成17年度以降増加し、平成24年度には495,529千円となった。その後は減少傾向となっているが、未だ深刻な被害が続いている。(図-2)。

また、生息域の拡大により被害は県下全域にわたっており、山村から都市近郊まで被害区域が拡大している。

なお、平成30年度における主な被害農林作物としては、水稻が作物全体の約5割を占め、次いで、野菜類、果樹、いも類の順となっている(表-2)。

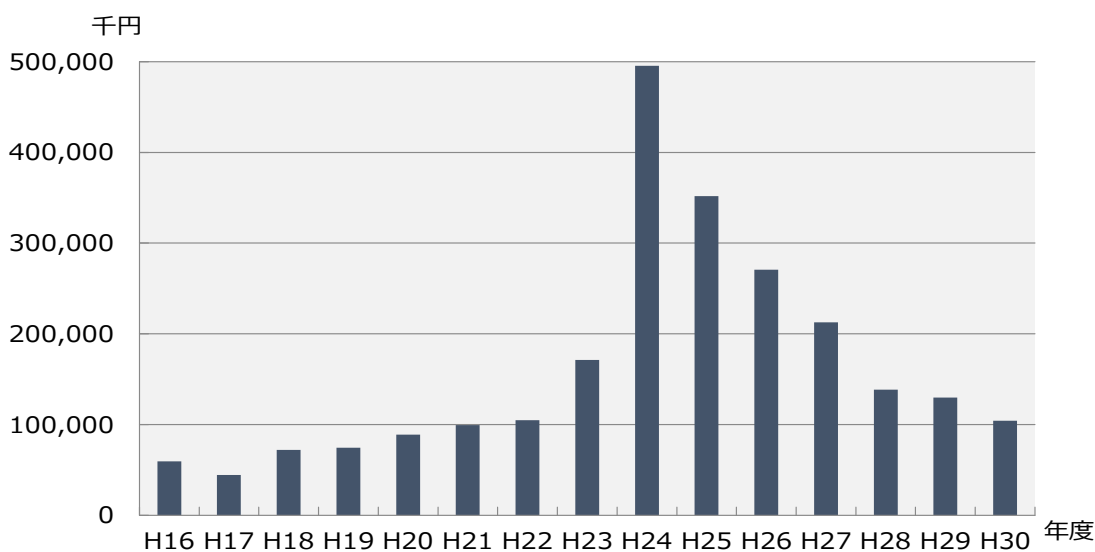


図-2 農林作物の被害額の推移

表－２ 平成30年度作物別被害額

(単位：千円、%)

作物名	水稻	野菜類	果樹	いも類	飼料作物	特用林産物	その他	計
被害額	48,851	19,183	12,270	11,315	7,155	3,381	2,115	104,270
割合	46.9	18.4	11.7	10.9	6.9	3.2	2.0	100.0

## イ 被害防止施設設置状況

これまで県では、イノシシによる農林作物への被害対策として、鳥獣保護区又は同区に隣接する農林地に電気柵や爆音機等を設置する農林業者等に対して補助を行い、被害軽減に努めてきた。

なお、平成30年度におけるイノシシ用の電気柵の延長は約101kmにおよび、シカやサル用を含む電気柵の総延長の約63%を占めている（表－3）。

表－３ 電気柵設置状況の推移

(単位 上段：基、下段：m)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基数	281	268	346	289	270
延長	105,000	102,550	127,250	108,650	101,050

## ④ その他

## ア 狩猟者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、年々減少しており、平成30年度には5,449人となった。年齢構成を見ると、60才以上の占める割合は年々高まり、昭和61年度には20.3%であったが、平成30年度では免許所持者全体の73.4%を占めるまでになり、高齢化が進行している（図－3）。

そのうち、本県で狩猟のために登録を受ける者も年々減少し、平成30年度は4,444人となったが、その中で網・わな猟の狩猟者登録数は年々増加しており、平成30年度では昭和61年度の約3.8倍の2,210人となっている。

これは、銃器に比べ取扱いが簡易で捕獲が期待できるわなを使用する登録者が増加しているものと考えられる（図－4）。

なお、平成18年度は網・わな特区の実施、平成19年度からは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、従来の網・わな猟免許が、網猟免許及びわな猟免許に区分され、免許試験における負担が軽減されている。

また、平成22年度からは、狩猟免許試験を年2回から年3回（2回目及び3回目は日曜日）とし、会場数も4会場から平成27年度には8会場で実施するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めている。

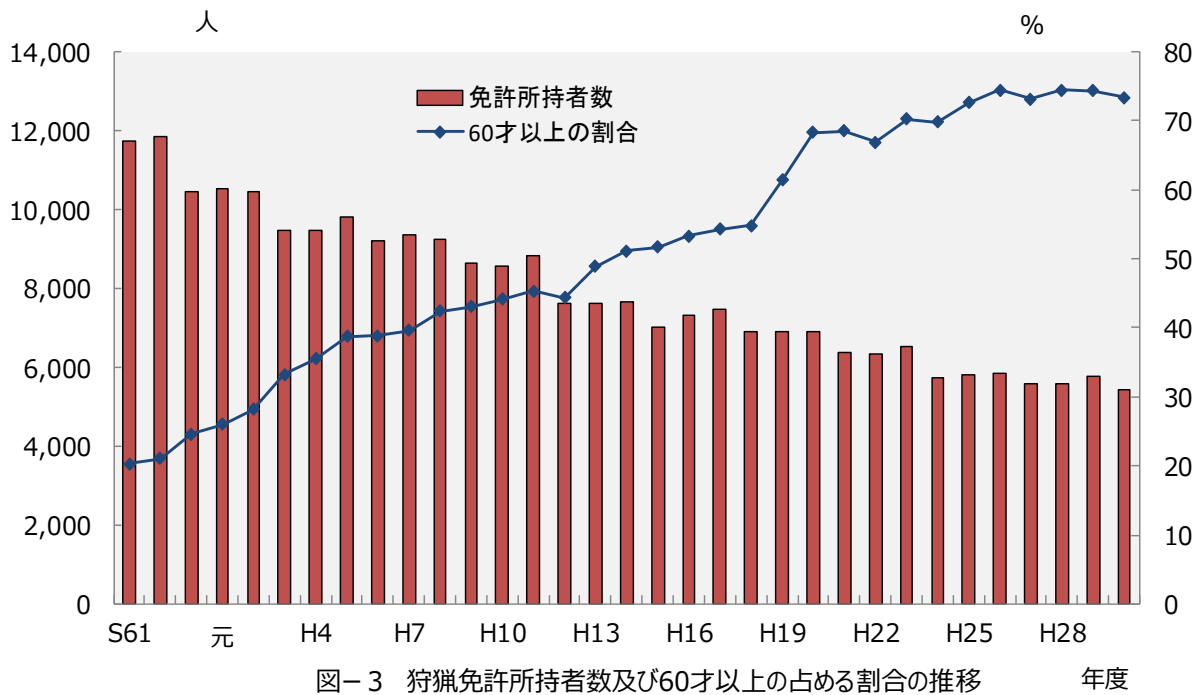


図-3 狩猟免許所持者数及び60才以上の占める割合の推移

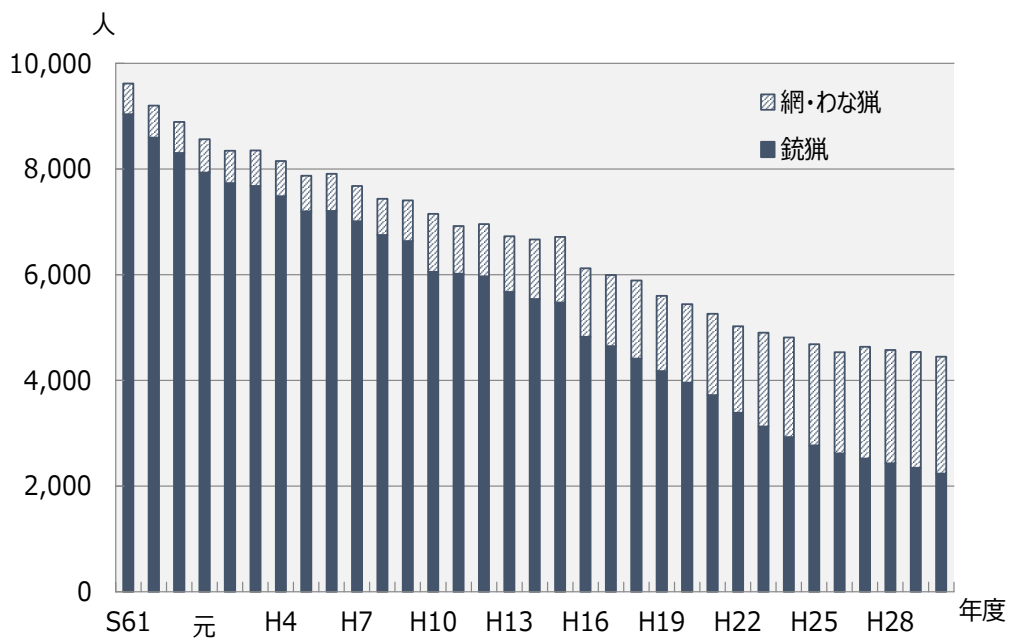


図-4 狩猟者登録数の推移

## (2) 管理の目標

### ① 管理地域区分

管理の単位は地域個体群で行うのが基本であるが、イノシシの場合には県内の分布域が連続しており、被害も全県下に及んでいることから、宮崎県全域を一つの管理区分とする。

### ② 管理目標

イノシシについては、生息密度や個体数を推定する現実的な調査方法が確立されていないことから、個体数を管理目標とするのではなく、「被害額が増加傾向を示す以前（昭和61年度～平成7年度）の平均被害額（約50,000千円）以下に抑える。」ことを目標として、農林作物への被害を軽減させながら、イノシシ個体群の安定的な維持を図る。

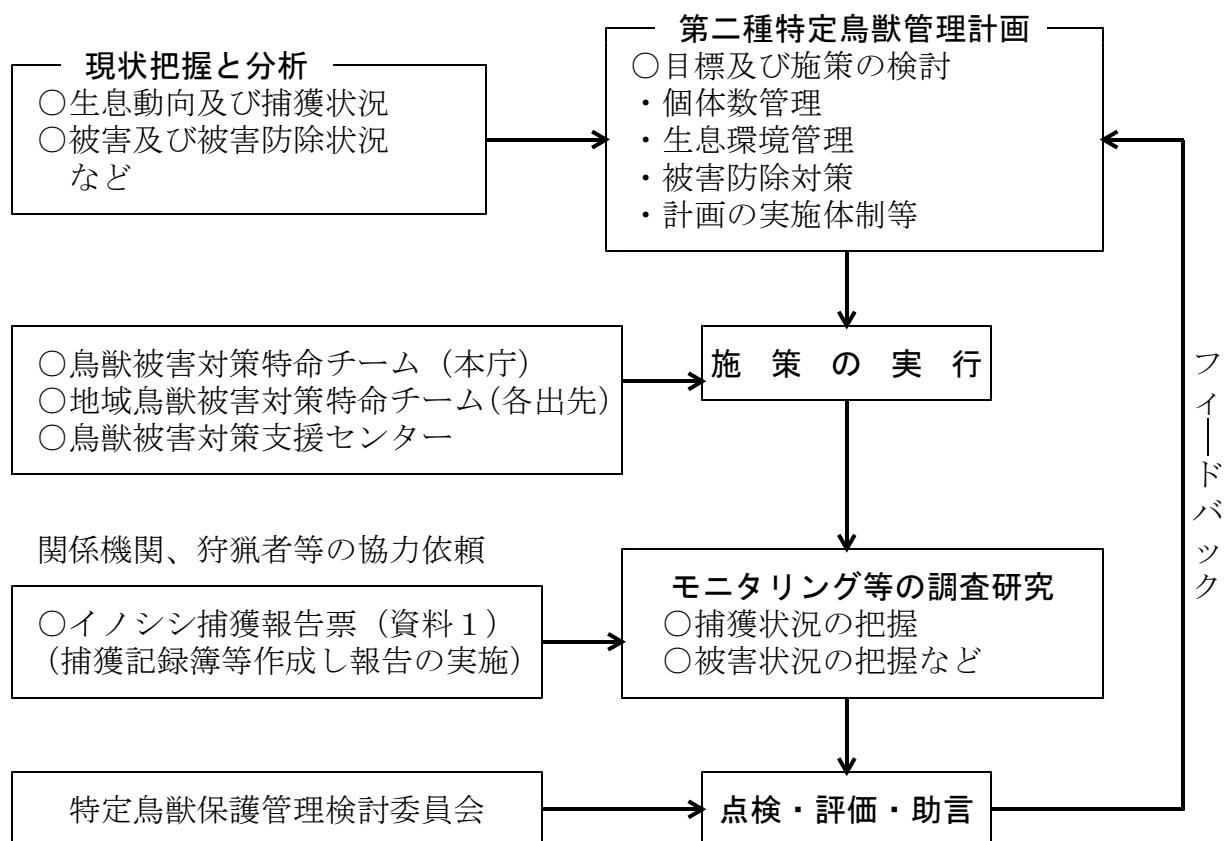
## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシの個体群は、自然環境の下で農林作物へ被害を及ぼさず生息することが望ましいが、耕作放棄地の増加や狩猟者の減少等により、人間活動の場とイノシシの生息域が重なり合ってしまったため、農林作物に多大な被害をもたらしている。

このため、本計画では、このような被害を軽減させるため、イノシシの捕獲及び被害防除対策等の施策を積極的に推進していく。さらにイノシシの生息状況に関する指標となる捕獲数及び被害額等を的確に把握することにより、計画の達成状況について点検・評価を行い、管理計画の見直しを行う。

図-5に、この一連の管理体制フローを示す。





図－5 イノシシ管理体制

## 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 捕獲による数の調整

管理目標に基づき、農林作物への被害を軽減させるためには当面の間、現在以上の捕獲を行い、イノシシの生息数を減らすことが重要である。捕獲を推進するための方法は、次のとおりとする。

#### ① 狩猟による捕獲の促進

##### ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を、「毎年11月15日から翌年2月15日まで」から「毎年11月1日から翌年3月15日まで」に変更する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

##### イ 禁止する猟法の解除

イノシシ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、イノシシについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。

対象とする区域は、県内全域とする。

※ くくりわなの直径については、平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により規制されたものであるが、これはツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものであり、本県ではツキノワグマの生息が確認されていないことから、規制を解除するものである。

#### ② 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

各市町村及び市町村有害鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲（許可捕獲）を適正かつ円滑に推進するため、各種の助言や捕獲活動の助成を行う。

③ 数の調整のための特別捕獲

イノシシによる被害のリスクが高く、かつ、捕獲の要望が強い地域において、更なる捕獲を推進するため、個体数調整を目的とした捕獲を実施する。

また、県内の養豚場等において豚熱の発生が確認された際には、野生イノシシによりウイルスを浸潤させることのないよう、集中的な捕獲を実施することとする。

なお、その実施に当たっては、農林畜産業、希少植物等への被害リスクの詳細を把握するとともに、狩猟及び有害捕獲との間に混乱の生じることのないよう、県、市町村及び捕獲を行う者と協議し、実施地域、期間等を調整する。

④ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を、イノシシの生息状況やイノシシによる被害状況等を勘案して実施するものとする。

事業の実施については、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」に定める。

(2) 捕獲数管理

特定鳥獣の捕獲による捕獲数等を把握し、生息状況等を判断する指標データの収集を行う。

① 狩猟による捕獲の把握

狩猟期間の捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得てイノシシ捕獲状況調査(資料1)を実施する。

(3) 狩猟者の育成・確保

狩猟免許所持者数は、わな猟免許所持者が増加している一方で、銃器を使用する第一種銃猟免許所持者がそれを上回り減少していることから、全体では減少している。このため、更なる狩猟免許試験のPRや狩猟免許取得に要する経費への助成など、狩猟を始めるきっかけを増やす等により捕獲の担い手である狩猟者の確保に努める。また、わな猟初心者を対象とした技術向上のための研修会や、銃猟による有害鳥獣捕獲従事者に対する安全・技術向上講習会を実施し、狩猟者の育成を図る。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 事業の目的

イノシシによる被害の軽減に向けて、狩猟者が行う狩猟、市町村が主体となる有害鳥獣捕獲に加え、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲の強化を図るものとする。

(2) 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間内において、地域の実情等により適切な期間で設定するものとし、原則1年以内とする。

(3) 実施区域

「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」を対象とし、具体的には「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」(以下「実施計画」という。)において定める。

(4) 事業の目標

被害地及びその周辺等で狩猟、有害鳥獣捕獲と併せて当事業を実施することにより、効率良く加害個体を捕獲し、農林作物等への被害軽減につなげる。

詳細な事業の目標は、「実施計画」において定める。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

ア 実施方法

使用する猟法（銃猟、わな猟）や規模（日数、回数、人数等）、作業手順や安全管理、錯誤捕獲等の対応、捕獲個体の処分方法について「実施計画」において定める。

イ 実施結果の把握並びに評価

事業の受託者等から捕獲情報等を収集し当該事業の成果を検証するものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、事業の目標の達成状況、「5 第二種特定鳥獣の管理の目標」に対する寄与の程度、事業の効果・妥当性等を考慮し、「実施計画」の評価を行うものとする。

(6) 事業の実施者

宮崎県

**8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項**

イノシシの生息地管理として、農林作物への被害の軽減を図るために「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上を目指すこととし、被害防除対策と併せて野生鳥獣を取り巻く森林環境の整備を図るため、単一的な人工林の造成から実のなる木の植栽や針広混交林の導入など多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するなど、中・長期的視点に立った「生息環境対策」を推進する。

また、耕作放棄地の管理や手入れのされていない森林の整備を促進し、イノシシが近くに集落を誘導する環境整備を集落ぐるみで行う。

**9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項**

(1) 被害防止対策

イノシシによる農林作物への被害を軽減させるためには捕獲だけでなく、聞き取りによる集落の被害状況調査により、被害箇所、被害面積等を地域住民が共有し、その上で「鳥獣被害対策研修会」等を継続的に実施し、追い払いの実施やエサ場の撤去、野生鳥獣の生態の研究に基づく防護柵等の効果的な設置方法など野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域が一体となって取り組む「被害対策防止」を推進する。

併せて、地域ぐるみの対策を促進するため、市町村と連携し、電気柵や爆音機、箱わな等の購入に必要な費用の助成を行っていく。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは、フィードバックのための資料を得るためのものであり、科学的・計画的に行う管理に必要な作業である。イノシシの適正な管理を推進するため、捕獲状況、被害状況等について調査を実施し、データの収集を行うものとする。

また、数の調整のための捕獲については、生息状況等の把握に活用できる捕獲記録簿（仮称）等を作成し、捕獲従事者からの報告を実施するなど、実態等調査に努める。

(3) 計画の実施体制

① 特定鳥獣保護管理検討委員会

学識経験者、農林業団体及び関係行政機関の職員等からなる検討委員会を設置し、本県に生息するイノシシ等の野生鳥獣に対する適切な管理についての具体的な対策等を検討・評価等する。

② 鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する（図-6）。

※新たな視点に立った鳥獣被害対策

無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

ア 鳥獣被害対策特命チームの設置

全県的な鳥獣被害対策の方向性や被害対策基本方針の決定、施策成果の検証、各部会間の調整、進行管理、県民への啓発等、本県の鳥獣被害対策を統括する。

構成員 チーム長：副知事

副チーム長：自然環境課長、森林経営課長

関係各課：総合政策課長、中山間・地域政策課長、  
産業政策課長、衛生管理課長、環境森林課長、  
山村・木材振興課長、鳥獣被害対策支援センター長、  
農業連携推進課長、農業経営支援課長、農産園芸課長、  
漁村振興課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、  
農村整備課長、道路保全課長、生活環境課長

事務局長：農政企画課中山間農業振興室長

イ 各地域鳥獣被害対策特命チームの設置

支庁及び農林振興局単位に設置し、集落や市町村等が行う集落対策、被害対策、環境対策、捕獲対策等を支援する。

構成員 チーム長：西臼杵支庁長、各農林振興局長

関係機関：西臼杵支庁、各農林振興局、土木事務所、  
家畜保健衛生所、保健所、市町村、農協、  
農業共済組合、内水面漁協、森林組合、猟友会、  
集落代表者 等

ウ 鳥獣被害対策支援センターの設置

地域特命チーム等への技術指導や被害対策の指導を担う人材育成並びに被害防止対策の実証や研究などを行う。

構成員 センター長：総合農業試験場副場長

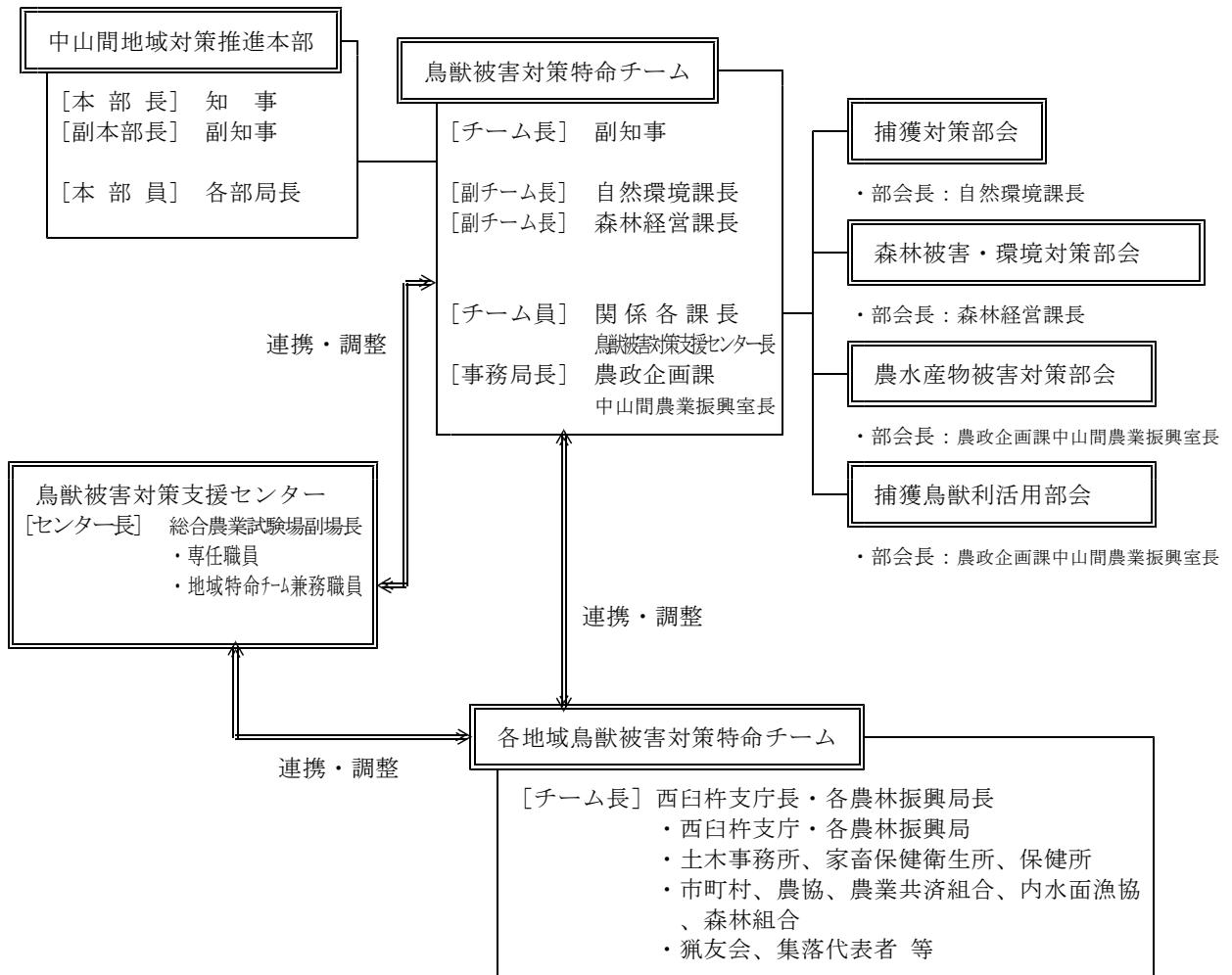
専任職員

各地域鳥獣被害対策特命チームとの兼務職員

③ 関係機関等との連携・協力

本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

図-6 鳥獣被害対策緊急プロジェクトの実施体制



## 添 付 資 料

(資料1)

<イノシシ捕獲状況調査についてのお願い>

宮崎県では、農林業被害等の軽減のため、県下全域でイノシシの狩猟期間の延長等により、イノシシの管理を行っています。

この管理を適正に実施するためには、狩猟期における捕獲状況の把握が大変重要となります。

つきましては、イノシシをされた場合の捕獲状況を狩猟者登録証の返納と併せて、提出していただきますようお願いいたします。(免許種別を問わず、イノシシをされた方は、捕獲の有無にかかわらず提出をお願いします。)

- 提出先  
宮崎県猟友会会員の方：自分の所属する猟友会支部  
上記以外の方：狩猟者登録を受けた西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課
- 問い合わせ先  
鳥獣保護区等位置図に記載してあります。

イノシシ捕獲報告票 ( 年 月 ~ 年 月 )

フリガナ		電 話	( ) -
氏 名		住 所	

※1 次の表は、捕獲者本人が記入し、共猟の場合、報告に重複がないようにお願いします。

※2 捕獲方法について該当するものに○を付してください。

※3 捕獲場所は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号 (○数字) を記入してください。

出 猟 回 数	出猟月日	捕獲の有無	捕獲方法 ※2			捕獲場所 又は出会 った場所 ※3	イノシシ捕獲数			イノシシ出合数			共 猟 者 数
			銃 器	く り わ な	箱 わ な		オス	メス	幼獣	成獣	幼獣	不明	
	(記入例) 11月20日	○有・無	○			27	1				1		3
1	月 日	有・無											
2	月 日	有・無											
3	月 日	有・無											
4	月 日	有・無											
5	月 日	有・無											
6	月 日	有・無											
7	月 日	有・無											
8	月 日	有・無											
9	月 日	有・無											
10	月 日	有・無											
11	月 日	有・無											
12	月 日	有・無											
13	月 日	有・無											
14	月 日	有・無											
15	月 日	有・無											
16	月 日	有・無											
17	月 日	有・無											
18	月 日	有・無											
19	月 日	有・無											
20	月 日	有・無											
21	月 日	有・無											
22	月 日	有・無											